



令和7年第12回総会

会 議 録

期 日 令和7年12月25日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和7年第12回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年12月25日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	54	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	55	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について
4	56	農地法第3条許可申請について
5	57	農地法第5条許可申請について
6	58	農用地利用集積等促進計画の調整について
7	59	農業委員の辞任の申し出による同意について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月25日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

10番 俵積田 広昭 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 天達恵一
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

俵積田広昭委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和7年第12回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員12名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12番俵積田正康委員、13番有村委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第54号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号249号から259号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外9名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外10名です。

解約面積は田が1筆で410㎡、畑が12筆で14,692㎡、合計13筆15,102㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号249号から259号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、同意することに決定いたしました。

次に日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第55号、整理番号1号から3号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について説明いたします。

議案書の2ページから5ページになります。

3件とも南薩土地改良区が給水栓の更新工事の現地確認の際に、手続きがなされずに倉庫が建設されていることを確認したことによる申請です。

整理番号1号から3号まで〇〇〇〇の南側に位置しており、申請地の一部に農業用倉庫が建設されています。

いずれも「自身の農地耕作のための農業用倉庫であったため、農業振興地域の用途変更許可が必要であるとの認識がなかった。」旨の顛末書が添付されています。

なお、面積が200㎡未満であるため、農地転用許可申請は不要となります。

いずれもこれまで周辺農地への影響はないため、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

す。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号1号から3号について、畑野委員をお願いします。

5番（畑野委員）整理番号1号から3号について報告します。

12月15日 園田委員、事務局の天達係長、新屋敷さんと現地確認を行いました。

申請地の状況は事務局の説明のとおりです。

整理番号1号から3号の申請は、農用地区域内農地に位置する自己所有の農地の一部に、農業用機械や資材を保管する農業用施設（農業用倉庫）を建設するものであり、3件とも既に農業用倉庫を建設し使用しています。

申請人からは、「今後は法律を遵守しこのようなことがないようにいたします。」との顛末書も添付されています。

これまで周囲の農地利用に影響を及ぼしたこともないことから、農業振興地域整備計画変更については、特に問題のないものと思われま

す。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は4件です。

整理番号47号の申請地は、

東鹿籠字大迫南〇〇番〇，畑，644㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，64歳，千葉県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，新規兼業農業，42歳，木原町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということであります。

申請地については8ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

整理番号48号の申請地は、

小塚町〇〇番，畑，3,933㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，96歳，下松町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，54歳，下松町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については10ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号49号の申請地は、

国見町〇〇番〇，畑，396㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，74歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，69歳，国見町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については12ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南西側約〇〇mに位置します。

整理番号50号の申請地は、

岩崎町〇〇番，畑，367㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，73歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，56歳，岩崎町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については14ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長

次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号47号について，原田委員をお願いします。

7番（原田委員）整理番号47号について報告いたします。

12月2日に譲受人立会のもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側、北側は畑、西側と南側は公衆用道路です。

取得後は、甘藷を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号48号について、篠原委員お願いします。

4番（篠原委員）整理番号48号について報告いたします。

12月3日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は譲渡人の孫にあたります。

現在、譲受人が20年前から茶を栽培しており、東側、南側、北側は畑、西側は公衆用道路です。

本件の権利取得後も引き続き茶を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号49号について、眞茅委員お願いします。

8番（眞茅委員）整理番号49号について報告いたします。

12月11日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲渡人は鹿児島市に住んでおり、譲受人は国見町に住み〇〇を営んでおります。

現況としましては、東側は市道を挟み〇〇駐車場、西側は宅地、南側は県道と宅地、北側は市道を挟んで譲受人宅です。

現在、譲渡人が月に2~3回帰ってきて菜園畑として管理しておりますが、今後、通えなくなると思い、今回に至ったとの事でした。

取得後は、現在のように菜園畑として活用するとの事で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号50号について、畑野委員お願いします。

5番（畑野委員）整理番号50号について報告いたします。

12月11日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、岩崎町に居住する専業農家です。

譲渡人は、大阪府に居住し無職です。

位置関係は事務局のとおりです。

東側と北側は茶畑、南側は不耕作の畑、西側は山林です。

申請地は現在、譲受人のいところがお茶を栽培しておりますが、利用権を変更して譲受人が引き続きお茶を栽培します。

隣接する〇〇番、〇〇番、〇〇番〇、〇〇番についても譲受人が取得する予定で名義変更手続き中でもあるようです。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的にかつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われま。

以上報告を終わります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号47号から50号については、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

整理番号10号の申請地は塩屋北町〇〇番〇，畑，279㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「自営の水道業の資材置場が手狭になり自宅に隣接する申請地を利用したい。」とのこと。

申請地は、17ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層性住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

農地の区分、転用目的、計画面積は問題ないものと考えます。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号10号について、園田委員をお願いします。

6番(園田委員) 整理番号10号について報告します。

12月15日に畑野農業委員、白澤推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は南九州市の行政書士〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の代表の〇〇〇〇さんの妻〇〇さんです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は現在、保全管理された畑です。

東側は申請人の宅地、西側は公衆用道路、南側は保全管理された畑、北側は宅地です。

申請人の経営する水道事業の資材置場のため、取得転用の申請です。南側の畑との境界に土砂、雨水の流出を防ぐためにブロック積を施工し、東側の宅地との高さに合わせ盛土し、雨水は東側に溜枡を設けて排水は申請人の住宅の雨水排水に連結し排水します。汚水、生活排水は資材置場のため発生せず、隣接する南側の農地とは距離を離し資材置場として利用する計画です。

被害防除計画書及び誓約書、事業計画書も添付されており問題の無い申請かと思われま

す。

議長

以上報告を終わります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号10号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第6号議案第58号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

18～21 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号299号から322号の11まで利用権設定を受ける者株式会社〇〇〇〇外21名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外48名で設定面積は、畑が66筆76,620㎡樹園地が47筆43,786㎡合計113筆120,406㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整については、整理番号299号から322号の11については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第58号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農業委員の辞任の申し出による同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第59号農業委員の辞任申し出による同意について説明いたします。

議案書22ページをご覧ください。

先般、俵積田広昭委員から、体調不良により、農業委員の業務を遂行できなくなったため令和7年12月31日をもって農業委員を辞任したいとの辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第13条の規定により、農業委員の辞任に際しては、市長並びに農業委員会の同意を得ることとされている事から、お諮りしようとするものです。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農業委員の辞任の申し出による同意については、同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 正康

会議録署名委員 有村 貞雄